

## 五條市立公民館等防火対象物定期点検業務委託仕様書

### 1 適用範囲

この仕様書は、五條市教育委員会教育長 井上 惠充（以下「委託者」という。）が消防法第8条第1項に規定する防火対象物を設置する施設において、同法第8条の2の2の規定による点検を委託するに当たり、受託者が実施すべき必要事項を定める。

### 2 委託業務名

五條市立公民館等防火対象物定期点検業務委託

### 3 委託場所及び対象設備

- ・五條市立公民館7館
- ・二見文化体育センター

合計 8施設

公民館名	住 所	構造・規模
須恵公民館	五條市須恵3丁目4番44号	R C造 地上2階 床面積 230.35 m <sup>2</sup> 延べ面積 571.50 m <sup>2</sup>
二見公民館	五條市二見2丁目5番1号	R C造 地上1階 床面積 799.97 m <sup>2</sup> 延べ面積 799.97 m <sup>2</sup>
野原公民館	五條市野原西3丁目4番3号	S造 地上2階 床面積 514.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 658.00 m <sup>2</sup>
宇智公民館	五條市今井3丁目3番48号	R C造 地上2階 床面積 313.00 m <sup>2</sup> 延べ面積 648.00 m <sup>2</sup>
田園公民館	五條市田園4丁目14番3号	S造 地上2階 床面積 345.49 m <sup>2</sup> 延べ面積 634.57 m <sup>2</sup>
賀名生公民館	五條市西吉野町和田298番地の1	R C造 地上3階 床面積 134.05 m <sup>2</sup> 延べ面積 400.61 m <sup>2</sup>
阪合部公民館 及び きぼうこども園	五條市中町31番地	R C造 地上2階 床面積 1735.56 m <sup>2</sup> 延べ面積 3102.79 m <sup>2</sup>
二見文化 体育センター	五條市二見7丁目6番50号	S・R C造 地上2階 1階床面積 1128.555 m <sup>2</sup> 2階床面積 329.783 m <sup>2</sup> 延べ床面積 1,458.338 m <sup>2</sup>

#### 4 委託業務内容

消防法第8条の2の2に基づく定期点検に必要な点検及び報告に関する一切の事項

#### 5 損害賠償

防火対象物定期点検業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、受託者の責に帰することのできない事由によるときはこの限りでない。

6 点検に要する資格

防火対象物点検資格者を有すること。

なお、業務着手時に、許可書等の写しを提出すること。

※ 委託する業務全体の内、調査業務のみを再委託する場合、参加可能である。

ただし、委託する業務の一部を再委託することは認めるが、全ての業務を再委託することは認めない。

7 その他

(1)この仕様書に定めのない事項に関しては、委託者受託者協議の上決定する。

(2)落札後内訳書を作成の上、提出すること。